

長野工業高等専門学校研究推進委員会規則

制 定 令和4年9月29日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第16条第2項の規定に基づき、本校研究推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 寄附金、受託研究及び共同研究等に関すること。
- 二 競争的資金に関すること。
- 三 産学官連携等に関すること。
- 四 知的財産に関すること。
- 五 研究紀要に関すること。
- 六 その他研究の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究主事
- 二 各系長及びリベラルアーツ教育院長
- 三 地域共同テクノセンター長
- 四 校長が必要と認める者

2 前項第四号に掲げる委員は、校長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第四号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、研究主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要あると認めたときは、第3条に規定する委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 委員会の審議事項のうち、重要な事項については、本校執行会議の議を経なければならない。

2 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年9月29日 制定)

1 この規則は、令和4年9月29日から施行する。

2 長野工業高等専門学校知的財産委員会規則(令和4年7月4日制定)は、廃止する。

3 この規則の実施後、最初に任命される第3条第1項第四号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず令和5年3月31日までとする。